許可制度導入後の民間あっせん機関による養子縁組あっせんの仕組み（大まかなイメージ）

都道府県（指定都市・中核市・児相設置市）

児童相談所

児童に関する養子縁組の相談支援を実施

相互連携・協力

○許可・許可の更新
○監督
　⇒改善命令
　　許可の取消し等
○報告命令・検査
○指導・助言
○必要な支援措置

○許可申請
○事業廃止等の届出
　⇒廃止した場合の都道府県又は他の民間
　　あっせん機関への帳簿の引継ぎ
○事業報告書の提出
○あっせんの各段階における報告

実親

実親
（特定妊婦の
場合を含む）

子
（養子候補者）

民間あっせん機関

2受付　　②受付

養子候補者
1.
2.
3.

養親候補者
1.
2.
3.

○養子縁組あっせん責任者の配置
○児童の適切な養育に関する措置
○帳簿の備付け・保存
○一定の手数料
○業務の質の評価
○守秘義務　など

養親希望者

養親希望者
（国内優先の原則）

養子候補者

④縁組成立前養育

1申込み

3相談支援
あっせんの
各段階における
実親の同意確認

①申込み

③相談支援
研修の実施

⑤監護状況の
把握

⑨養子縁組成
立後６月間
の監護状況
の確認

養子縁組成立後の支援

⑥特別養子縁組の申請

⑦実親の同意確認

家庭裁判所

⑧審判　→　特別養子縁組成立